



エシカル消費を学ぼう！



「エシカル消費」ってなに？

「エシカル消費」という言葉を知っていますか？近ごろよく耳にする言葉ですが、具体的にどのようなものなのか知らない人も多いかもしれません。直訳すると「倫理的・道徳的な消費」となり、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことをいいます。なんだか難しそうに感じられますが、実は日常生活の中で自然に取り組んでいることも多いのです。私たち一人一人が、日々の生活や買物を通して、自分に何ができるのかを考えてみることで、これがエシカル消費の第一歩です。

では、私たちにできるエシカル消費にはどんなものがあるのでしょうか。

生活の中でどんなエシカル消費ができるかな？

日々の暮らしの中でできるエシカル消費行動、実はたくさんあります。「消費」という行動は、食べることや使うこと、買い物など、私たちの毎日の生活そのものです。身近な商品のことを調べて選ぶ、無駄をなくすなどの小さなことでも、みんなでやれば社会に大きな変化をもたらします。

チェックしてみよう！

家庭で

料理を残さず食べれば食品ロス削減につながるよ。



家庭で

- 冷蔵庫の中を確認し食材を使い切る、また、料理は残さず食べ切る
- 生活の中でプラスチックを減らす
- 電気や水などの消費資源の無駄をなくす



学校・会社で

- 周りの友達や同僚に学んだことを話してみる
- 学校の授業や社員研修でエシカル消費を扱うよう働き掛ける
- 給食や社食で持続可能な方法で調達された食材を扱うよう働き掛ける

学校・会社で

学校の授業や社員研修でエシカル消費をテーマに学習しよう。



買物で

エシカル消費の目印になる認証ラベル、買い物の時に探してみよう。



買物で

- ホームページでエシカル消費につながる取組をしているお店を探す
- エシカル消費につながる商品を扱ってもらえるよう働き掛ける
- 認証ラベル付きの商品を購入する



地域で

- 地元の商店街で買物をする
- 地域のルールに沿ったごみの分別を徹底する
- 地元の農産品や伝統品を購入する

地域で

地域のルールを守ってゴミの分別をしよう。捨てればゴミ、分別すれば資源。



(出典：消費者庁)

毎日の暮らしの中に、できるところからエシカル消費を取り入れてみましょう。

こんなトラブル、ありませんか？

消費者 トラブル①

偽物が届いた！ネット通販で“代引き配達”トラブルが増加中

◆相談事例

SNSでスポーツブランドのズボンの広告が表示され、1本6千円、4本まとめ買いで1万円と格安だったので、“代引き配達”で注文した。後日、宅配業者に代金を支払って荷物を受け取り開封したところ、ブランド品ではなく偽物だった。宅配業者に相談したが「荷物を開封した後は、受け取り拒否はできない。返金もできない」と言われた。どうしたらよいのか。

◆消費者へのアドバイス

“代引き配達”で宅配業者に代金を支払って商品を受け取ってしまうと、開封後に商品が「偽物」だとわかってても宅配業者からの返金は困難です。「偽物」が届く通販サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら取引はやめましょう。

「偽物」が届く通販サイトの特徴

- 販売価格が大幅に値引きされている。
- 通販サイトに記載されている日本語の字体、文章表現がおかしい。
- 販売業者の名称、住所、電話番号などの情報が通販サイトに表示されていない。または、表示されていても虚偽だったり、無関係の番号である。
- 支払い方法が“代引き配達”しか選択できない。
- 送り状で「依頼人」が販売業者の名称とは異なっている。



消費者 トラブル②

強引でしつこい投資用マンションの販売勧誘、どうすべき？

◆相談事例

勤務先へ私宛に電話がかかってきた。何らかの勧誘のようだが、詳細を聞いても内容をはっきり言わないまま長時間にわたって電話を切らせてくれない。マンションの話だと言われた気がするが、「直接伺いたい」というのでつい応じてしまった。数日後、ファミレスで待ち合わせしたところ相手方は2人で、他県の投資用マンションの購入を長時間にわたって勧誘された。「興味がない」と断ると、脅されてとても怖く、そのまま5時間も拘束され、根負けして契約してしまった。どうすればよかったのか。

◆消費者へのアドバイス

投資用マンションなどの不動産投資にはリスクがあり、必ず儲かるわけではありません。事業者から会って説明すると言われても、会ってしまうと長時間拘束されたり、強引に勧誘されて断り切れないこともあります。契約の意思がなければきっぱりと断り、業者と会わないようにしましょう。マンション販売時の勧誘は宅地建物取引業法で規制されており、消費者が断っているにもかかわらず事業者が勧誘を続けることは禁止されています（再勧誘の禁止）。

また、宅地建物取引業法が適用される取引では、宅建業の免許を持つ宅建業者が売り主であること、事務所等以外の場所で契約していること、契約代金を全部支払っていないことなど、同法に定められた条件を満たせばクーリング・オフ（8日間）することができます。



古い扇風機から発火事故！

「15年以上前に購入した扇風機を久しぶりに数時間使い続けたところ、羽根の付け根部分から出火して火事になった」など、長年使用した扇風機による火災事故が起きています。

欠陥品でなくても長期間使用していると部品が劣化し、事故が起きることがあります。「あれ？おかしい」と思ったら、すぐ使用を中止し、必ず点検しましょう。

【こんな場合は、すぐに使用をやめましょう！】

- スイッチを入れてもファンが回らない
- 電源コードに触れると急にファンが回ったり止まったりする
- ファンの回転が異常に遅かったり不規則
- ファンが回るときに異音や振動がある
- 首振り動作が不規則
- モーター部分が異常に熱かったりコゲくさい
- 電源コードが折れ曲がったり、破損している



ご家庭の扇風機は、製造年や標準使用期間等を確認し、古ければ買い替えも検討しましょう。また、使用しないときは電源プラグをコンセントから抜くようにし、出火事故を未然に防ぎましょう。

カスタマーハラスメントとは？

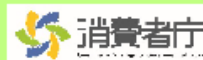
「カスタマーハラスメント（カスハラ）」という言葉を知っていますか？消費者が客である立場を利用し、事業者に対して理不尽なクレームや嫌がらせのような言動をすることをいい、行き過ぎた言動をとると、場合によっては犯罪として処罰されることもあります。

【事例①】アルバイト従業員の接客態度に因縁をつけ、「土下座して謝れ」などと怒鳴りつけ、店員に土下座して謝罪をさせた。→強要罪

【事例②】店長の接客態度に因縁をつけ、長時間にわたり店長等に抗議をし、これを良い機会として脅迫をして物品を要求した。→恐喝罪

消費者から事業者へのクレームは、商品やサービスの向上につながるものですが、事業者に意見を伝えるときには、次の3つのポイントに気をつけましょう。

「消費者が意見を伝える」際のポイント



自立した消費者として、意見がきちんと相手に伝わるように、「意見を伝える」とときには次の3つのポイントを参考にしてみてください。

Point 1

ひと呼吸、置こう！

怒りに任せた発言は逆効果。ひと呼吸おいて冷静に。従業員も同じ「人」として、お互いに尊重し合うことが大切です。



Point 2

言いたいこと、要求したいことを「明確に」、そして「理由」を丁寧に伝えましょう！

返品したいのか、解約したいのか、またその理由を明確に、丁寧に伝えることが重要です。



Point 3

事業者の説明も聞きましょう！

上手なコミュニケーションが解決への糸口に。一方的に主張するだけでなく、事業者の説明も聞きましょう。



従業員、事業者も頑張っています。意見の伝え方には留意しましょう。

消費生活相談ダイヤル

☎019-624-2209

受付時間 【平日】 9:00~17:30
【土日】 10:00~16:00

消費生活相談員が商品やサービスなど消費生活全般に関するトラブルのご相談をお受けしています。

消費生活相談メール

✉syohi@pref.iwate.jp

メール受付時間 24時間対応

電話回答 【平日】 9:00~17:00
【土日】 10:00~15:30

消費生活相談員がメールの相談内容を確認のうえ、**電話で回答**します。(メールでの回答はしておりません) 回答までに時間がかかる場合がありますので、お急ぎの場合は、消費生活相談ダイヤルにお電話ください。

岩手県消費生活相談 メール 検索

消費者トラブルホットライン

「まてふおん」

☎019-625-5250

若者専用

受付時間 毎月2回 16:30~18:00

(相談時間は1件あたり30分程度)

若者の消費生活トラブルを防止し解決をお手伝いするため、**無料**で弁護士から直接アドバイスが受けられる若者専用の相談ダイヤルです。

相談受付の日程や、消費者トラブルの被害相談・ご相談、その他詳しい情報については、岩手県立県民生活センターのホームページや各種SNS (Twitter, Facebook) をご確認ください。

県民生活センター
ホームページ



まてふおん特設
ウェブサイト



まてのすけ
Twitter



まてのすけ
Facebook



多重債務弁護士無料相談

☎019-624-2209

受付時間 【平日】 10:00~15:00
1人約40分【事前予約制】

借金でお悩みの方を対象に、弁護士による**無料**相談会を県内8か所の消費生活センター等で開催しています。

開催日や会場は、消費生活相談ダイヤルまたは各市町村の消費者相談窓口にお問い合わせください。

■開催場所

県民生活センターほか県内7か所
遠野市、一関市、奥州市、大船渡市、釜石市、久慈市、二戸市

交通事故相談ダイヤル

☎019-624-2244

受付時間 【平日】 9:00~17:30

交通事故相談員が事故に遭われた方のご相談をお受けしています。

また、県内12か所で巡回相談も行っています。開催日や会場は、交通事故相談専用ダイヤルにお問い合わせください。**【事前予約制】** (相談日の2日前の正午まで)

消費者ホットライン

局番なし ☎188 (いやや)

お近くの市町村の相談窓口、消費生活センターつながります。

「困ったな…」 「どうしよう…」 少しでも不安に思ったら、

一人で悩まず、
まずはご相談ください。



地図

バス停

- 1 啄木新婚の家口
- 2 商工中金前
- 3 大通三丁目



岩手県立県民生活センター

〒020-0021

岩手県盛岡市中央通 3-10-2

TEL:019-624-2586 (事務専用)

FAX:019-624-2790

※年末年始・祝日休み

岩手県立県民生活センター

検索